

第6回 行政とケアマネ協会との意見交換会

日時：平成30年8月31日（金） 17:30～18:30

会場：松江市役所西棟3F第2常任委員会室

参加者

行政：介護保険課、健康政策課 12名

ケアマネ協会：役員 19名

1. 選挙管理委員会からのお知らせ

郵便等による不在者投票について説明。なお、現在は要介護5の方のみ対象だが、今後公職選挙法が改正されれば対象者拡大の可能性あり。詳細は別紙「郵便等による不在者投票ができます」を参照。

①郵便で不在者投票する場合、「郵便等投票証明書」の申請がまず必要だが、申請書用紙はどのように取り寄せるか？

→連絡もらえばファックスで送ることもできる。

②ケアマネが手続きの代行をできるのか？

→本人の署名が必要なので、署名ができる方なら代行可能。

③投票手続きはいつまでにすればいいのか？

→直前になると投票用紙が届かないので、請求書の申請は投票の4日前まで。

2. アンケート結果の回答及び意見交換

(1) 生活福祉課への質問

①生活保護受給者の翌月の利用表を生活福祉課に持参することになっているが、FAXで送付できないか？

→個人情報の為ファックスでは受付できない。今まで通り、持参か郵送をして下さい。

②障がい者手帳を所持されている方が、下肢装具を作製することになった。生活福祉課と障がい者福祉課で申請のやり方について異なる説明を受け、混乱され何度も足を運ぶことになった。

→詳細は別紙「生保受給者の補装具の作成について」を参照。

③生活保護受給者が施設入所をする時など、引っ越し業者の選定のために相見積もりをケアマネに依頼されることがある。

→本来は、本人か家族が行うべきもの。ケースワーカーは利益誘導できないので、相見積もりが取れない。本人・家族ができない時は支援者に協力を依頼することもある。

④生活福祉課の担当者が異動等で交代された場合はケアマネにも連絡を頂けないか？

→年度当初、地区担当表をブロック連絡会でお知らせする。

(2) 人材不足についての質問

松江市介護人材確保検討会議について説明。

安定して介護サービスが提供できるよう、第7期介護保険事業計画の中で「介護人材の育成・確保の取り組みの強化」を重点項目に位置付ける。介護人材の確保・定着・育成の視点から各種の取り組みを行う。今年度は3回の全体会議とワーキング会議を開催予定。事業所アンケートを実施して、その結果はホームページで紹介する。

詳細は別紙「松江市介護人材確保検討会議について」を参照。

(3) 要介護認定についての質問

①認定結果が出るまでに時間がかかる。

→申請から結果が出るまでの日数は昨年と比較して

新規申請：43日→35日、更新申請：49日→41日、介護申請42日→27日

変更申請：42日→35日と短縮されています。

認定が出るまでの日数を短くするために以下のことをお願いします。

- ・主治医意見書は、確実に医療機関へ依頼。(医師へ、ではなく窓口等事務へ)
- ・申請後に入院等で、申請書に記入した主治医が変更になった場合は、速やかに介護保険課へ連絡する。
- ・定期受診のある医療機関として主治医を選ぶ。1～2か月受診がない場合は受診を勧める。調査日と意見書の日付に大きな差がないように。
- ・2号被保険者の場合、特定疾患に基づいた医師を主治医として選ぶ。
- ・そもそも特定疾患名の記載がないことや、経過などの状況記載がないことがある為。
- ・入院中、病状が安定して退院見込みが出てから申請をすることが望ましい。急性期に申請されても、意見書は状態安定後に記入されることが多いし、急性期に書かれると介護の手間が見えにくいことがある為。
- ・目の不自由な方も、眼科ではなく内科の主治医が望ましい。

変更申請については、病状の変化(悪化)により状態の変化があったからといって、即変更申請をするのではなく、優先順位としては、病状の変化について治療が優先であるために、主治医へ状態について事前に相談をしてほしい。

②新規申請時に窓口で聞き取りしすぎではないか。

→新規はアポを取るのに必要な項目を聞くようにしているが、今後は最低限の情報聞き取りなどなるべく簡易にする。

③主治医意見書依頼は、市内はケアマネですが、市外はどうしたらよいか？

→市外の医療機関は松江市から依頼します。2週間経過しても意見書が届かなかったら催促しますが、可能であればCMからも依頼をして頂けると助かる。

(4) 居宅届について

「居宅届の提出が必要になる場合」「記載する日付の関係」「提出にあたっての注意事項」について説明。

詳細は別紙「居宅届の出し方」を参照。

(5) 住宅改修について

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について説明。

- ・平成30年8月より住宅改修においても一定以上の所得にある方に対し改修費の3割負担を求める。
- ・住宅改修の実施にあたって、複数の事業所から見積もりを取るようケアマネから利用者に説明すること。
- ・改修の内容や材料費、施工費などの内訳が明確に把握できるよう見積書を活用すること。厚労省から見積書様式が示されたので、9月中にはメール・HPで公表予定。

詳細は別紙「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」を参照。

「住宅改修申請にあたっての注意点」について説明。

- ・事前申請、事後申請、共通事項、トラブルについては、別紙「住宅改修申請にあたっての注意点」を参照。

①住宅改修業者へ記入の仕方など説明会がありませんか？

→松江市登録事業所へは文章での通知を検討する。住改は登録事業所ではなく個人でもできる為説明の徹底は難しい。

(6) 介護専門員の更新資格について

一人ケアマネで有効期限が切れていた方があった。管理者としてはもちろんケアマネ業務を行う基準を満たさないことになる。一人ケアマネの為更新研修を受けることができなかった。救済措置も緩和されてきてはいるが、有効期間は注意し更新しておく。

(7) 介護保険課への質問について

平成30年度より全てのサービスにおいて介護保険課が質問を受けている。回答の忘れ等ないようにメールやファックスで質問してほしい。